

聖光アカデミアの会則

令和2年12月26日

(名称)

第1条 本会は聖光アカデミアの会と称する。

(事務局)

第2条 ホームページに記載の担当幹事の持ち回りとする。

(目的)

第3条 本会は、聖光アカデミア(大学・研究所・企業研究組織)の相互の交流、共同研究、人事交流、併せて母校の学生への教育貢献を活性化することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 適時交流企画
- ② 名簿の発行
- ③ その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 本会は聖光学院を卒業し、聖光学院卒業生で、世界の大学・大学院、研究機関、企業の研究機関に在籍するか、その実績のある者を会員とする。

(役員)

第6条 本会は次の役員をおく

- 一、 会長 1名
- 二、 副会長 若干名
- 三、 顧問 若干名
- 四、 幹事 若干名

(職務)

第7条 ①会長は本会を代表し、会務を統括する。
②副会長は会長を補佐する
③顧問は会長・副会長に助言・アシストを行う。
④幹事は本会の庶務を担当する。

(役員を選出)

第8条 総会および稟議にて選出する

(任期)

第9条 役員任期は、特に定めない。

(会議)

第10条 総会は適時開催する。

(議長)

第11条 総会の議長は、会長が務めるものとする。

(議決)

第12条 会議の諸事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のとき議長が決するところによる。

(収入)

第13条 本会の会計は寄付金等の収入による。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費の支弁)

第15条 本会の業務遂行に伴う経費について、基本的に本会は負担しない。

以上